

公募型プロポーザル方式による志摩幼保園高台移転事業設計業務の
委託業者選定に関する参加業者募集要項

志摩市が実施する公募型プロポーザル方式による志摩幼保園高台移転事業設計業務の委託業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

令和3年11月17日

志摩市長 橋爪 政吉

1. プロポーザルの目的・概要

志摩市志摩町における乳幼児の保育・教育支援の提供は、0歳児から3歳児は「保育所」、4歳児から5歳児は「幼稚園」という年齢区分にて志摩幼保園で受け入れ、運営をしています。

志摩幼保園は南海トラフ地震の津波浸水想定区域内に立地しており、津波被害が発生した際には、現施設での早期復旧が困難な状況にあります。

また、志摩幼保園は旧志摩支所の建物に増改築を重ねて使用しているため、老朽化と設備や機能の不十分さ、安全面における不安から、園舎等に対する様々な要望等が出されるようになってきました。

そのため、志摩幼保園高台移転事業は、津波浸水想定区域からの早期の高台移転と、市の将来を担う子どもたちを安全に育て、教育する場所を早期に整備することが求められ、市民や利用者の関心も非常に高い事業となっており、高台の少ない志摩町で土地を有効に活用するためにも、保護者や近隣住民及び施設を直接利用する保育士や幼稚園教諭等の意見を取り入れる必要があると考えています。

建築予定地である旧布施田小学校跡地は、近隣住民の避難場所に指定されており、平時、非常時両面での活用に向けて、地域のコンセンサスを得た整備を行う必要があります。

よって、本設計業務は、「経済的で質の高い建築物」「長期的使用」「市民や利用者の声を反映させた建物」の実現に向けて、本施設の基本・実施設計について多様な視点から検討を行い、柔軟かつ高度な設計能力及び豊かな経験や発想を持った設計者を選定するために、プロポーザルを行います。

本プロポーザルは、各業者の実績、体制及び業務内容に対する技術提案内容等を審査することにより、本事業遂行に最も適格である業者を選定することを目的とし、実施するものです。

(1) 名称

志摩幼保園高台移転事業設計業務プロポーザル

(2) 委託業務概要

志摩幼保園建設における基本設計、実施設計等

(3) 本業務の基本方針

志摩幼保園高台移転事業基本構想・基本計画による

(4) 選考方法

公募型プロポーザル方式

選考審査は第1次審査及び第2次審査の2段階で行います

- (5) 業務スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順
別紙1「契約交渉相手方決定までの事務手順」による
- (6) 発注者及び事務局
発注者 三重県 志摩市
事務局 志摩市健康福祉部こども家庭課
連絡先 〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL : 0599-44-0282 FAX : 0599-44-5260
メールアドレス : kodomokatei@city.shima.lg.jp

2. 事業概要及び設計条件

- (1) 事業名
志摩幼保園高台移転事業
- (2) 建設予定地
三重県志摩市志摩町布施田 1016-5 他
- (3) 建設用途
幼保園
- (4) 敷地面積
約 6,000 m² 予定(用地調整中)
- (5) 園舎延べ床面積
1,350 m²程度を想定
- (6) 園舎階数
平屋建て
- (7) 新設時の定員
0歳児：9人、1歳児：26人、2歳児：30人、3歳児：20人、4歳児：30人、5歳児：40人
児童合計：155人
職員予定数：35人
- (8) 敷地の条件
既設体育館については、保育所・幼稚園・子育て支援センターにおける子どもたちの日常的な活動には利用しないものの、災害時等においては一時利用することを考慮する。
- (9) 事業スケジュール(予定)
令和4年度：基本設計、実施設計等
令和5年度：建築工事、道路工事
令和6年度4月までに開設

3. 委託業務

(1) 業務名称

志摩幼保園高台移転事業設計業務

(2) 業務の範囲

志摩幼保園建設における基本設計、実施設計、外構設計、道路拡幅設計

(3) 履行期間

契約日から令和5年2月15日まで

※工事費については令和4年11月15日までに確定すること

(4) 業務委託料

44,387千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 設計委託業務の仕様

別紙志摩幼保園高台移転事業設計概要による

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加するものは、募集要項公告日から、本業務委託契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとします。

(1) 企業要件

本プロポーザルに参加できることができるものは、次の要件をすべて満たす単体企業とします。

- ① 平成18年度以降に竣工した延べ床面積750㎡以上の認定こども園、認可保育所又は幼稚園の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有すること。なお、設計業務とは、基本設計又は実施設計の業務をいい、設計業務の実績は官民を問いません。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 東海地方3県(愛知、岐阜、三重)に本店、支店、営業所等を有し、その支店又は営業所等に契約権限が委任されている業者であり、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること。
- ④ 令和3年11月1日時点における志摩市競争入札資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)の建築関係コンサルタント(建築一般)に登録されていること。
- ⑤ 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止措置期間中でないこと、及び三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づき、三重県より資格(指名)停止措置期間中でないこと。
- ⑥ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号。)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑧ 配置予定技術者の要件で示した技術者要件を満たしていること。
- ⑨ 市税(本店、支店・営業所等所在地の市町税)及び国税を完納しているものとする。

(2) 配置予定技術者の要件

- ① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

配置技術者	技術者資格及び分野
管理技術者	一級建築士
意匠主任技術者	一級建築士

構造主任技術者	一級建築士
設備主任技術者	設備設計一級建築士又は建築設備士
道路設計担当技術者	技術士(建設部門)又はRCCMの資格保持者(道路部門)

* 管理技術者、意匠主任技術者は兼ねることはできますが、構造主任技術者、設備主任技術者、道路設計担当技術者は各1名とし、兼ねることはできないものとします。

* 構造主任技術者・設備主任技術者・道路設計担当技術者については、協力者（協力事務所）を配置予定技術者とすることができます。

② 配置予定技術者は、参加申込時において3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であることとします。（協力者は除く）

(3) 協力者（協力事務所）について

- ① 本業務に関する専門分野（管理技術者及び意匠主任技術者を除く）について、協力者（協力事務所）を加えることを可能とします。
- ② 協力者（協力事務所）は、前述（2）の①の資格要件を満たすこととします。
- ③ 協力者（協力事務所）となった者は、プロポーザルの参加資格を有しないこととします。
- ④ 大学教授などの有識者を個人として協力者とする場合は、同述①～③の限りではありません。

(4) 参加に対する制限

- ① 本業務のプロポーザルへの参加申込は、参加を申し込む者の所属する一級建築士事務所で1回のみとします。
- ② 以下の者は応募資格がないものとする
 - ア) 選定委員及びその家族
 - イ) 選定委員が大学に所属する場合においては、その選定委員が主宰しているゼミ又は研究室に現に所属する者(秘書、助手、助教も含む)
 - ウ) 選定委員が関与する建築士事務所等

5. 評価内容

本プロポーザルは2段階での選考審査を行います。企業要件、技術者の経験及び能力、業務内容に対する技術提案等を書類により審査する第1次審査と、技術提案をプレゼンテーション及びヒアリングにより審査する第2次審査により行います。

(1) 技術提案書の評価基準

別紙2-1、2-2のとおり「志摩幼保園高台移転事業設計業務 公募型プロポーザル方式評価項目一覧表」によります。

(2) 第1次審査の評価概要

技術提案書（第2次審査）の提出を求める事業者を、書類審査により、高得点者上位から最大5者選定します。

また、同得点となった場合は、下記③の点数の高いものを上位とします。

- ① 設計者団体としての状況（企業要件）
- ② 配置予定技術者の経験及び能力
- ③ 業務内容に対する技術提案

(3) 技術提案書(第2次審査)の評価概要

第1次審査選定者を対象とし、第1次審査と第2次審査の合計得点により最優秀者と次点者を

特定します。

- ① 業務内容に対する技術提案
- ② プレゼンテーション及びヒアリング

(4) 審査の実施方法

別に設置する「志摩幼保園高台移転事業設計業務プロポーザル方式選定委員会」において、その内容の審査を行い、技術提案者を選定及び特定します。

なお、選定委員会の委員構成については、評価の公平性を確保するため、本プロポーザル手続きが完了するまで公表しないものとします。

6. 参加表明書・技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書・技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査・検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。本公告に記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意してください。

(2) 参加表明書・技術提案書の作成方法

参加表明書・技術提案書の様式は、別添(第1号様式～第12号様式)に示されるとおりとしてください。なお、文字サイズは10ポイント以上としてください。

(3) 参加表明書・技術提案書の内容に関する留意事項

○全般

- ・ 参加表明書・技術提案書には、提出枚数確認のために頁数/全頁数を記入してください。
- ・ 記載事項を確認する書類の添付が無い場合、指定する様式と異なる場合にはその項目の評価は行いません。
- ・ カラー印刷にて提出することは差し支えありません。
- ・ 評価対象業務の実績・受賞実績は国内のものとなります。

○参加表明書様式

様式 提出部数	様式に関する留意事項	提出時期
参加表明書 (第1号様式) 提出1部	・ 配置予定技術者一覧(第2号様式) ・ 協力事務所の内容等(第3号様式) ・ 設計事務所の主要業務実績(第4号様式) ・ 各技術者の業務実績等(第5号～第9号) を添付し、社印を押印してください。	参加表明時
配置技術者一覧 (第2号様式)	・ 配置予定の管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者、道路設計担当技術者について記載してください。	参加表明時
協力事務所の内容等 (第3号様式)	・ 本業務の専門分野(管理技術者及び意匠主任技術者を除く)について、協力者(協力事務所)を加える場合提出してください。	参加表明時

<p>設計事務所の主要業務実績 (第4号様式)</p>	<p>①認定こども園等の設計実績件数を最大5件記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載する設計実績については、4.(1)①に該当する実績を最上位とし、規模の大きいものから優先し記載してください。 ・平成18年以降に竣工した建築物を対象とします。 ・5件に満たない場合は、記載後空欄としてください。 ・評価対象業務の建築物の構造、規模、延べ床面積及び建築士事務所としての設計実績がわかる書類(PUBDISの業務カルテ、建築確認申請書、契約書の写し等)を添付してください。 <p>②建築士事務所として、認定こども園等設計業務での受賞歴がある場合、最大1件記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年以降に竣工した建築物を対象とします。 ・公共団体、建築学会及び建築設計団体等の建築コンクール等の受賞歴を対象とし、広く公募されたものを対象とし、社内等のコンクール等の受賞歴は記載対象外とします。 ・記載できる受賞実績は1件とし、延べ床面積を必ず記入してください。官民は問いません。 ・受賞実績がわかるもの(賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等及び携わっていたことがわかるもの)を添付してください。 <p>③企業の所属技術職員数を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術職員とは、一級建築士、二級建築士及び建築設備士を指します。 	<p>参加表明時</p>
<p>管理技術者の業務実績等 (第5号様式)</p>	<p>①配置予定の管理技術者(1名)について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者又は、意匠主任技術者として従事した延べ床面積1,000㎡以上の認定こども園等設計業務における実績を記載してください。 ・平成18年以降に竣工した建築物を対象とします。 ・記載した認定こども園等設計業務の建築物の構造、延べ床面積及び本人(管理技術者又は、意匠主任技術者)が行ったことがわかる書類(評価対象業務の建築物の規模、構造、延べ床面積及び設計者がわかる書類(PUBDISの業務カルテ、建築確認申請書、契約書の写し等))を添付してください。 ・記載できる実績は最大3件までとし、延べ床面積を必ず記入してください。 ・3件に満たない場合は、記載後空欄としてください。 ・1,000㎡以上の認定こども園等の設計実績がない場合は、類似業務を1件記載できるものとします。類似業務の対象は、延べ床面積750㎡以上1,000㎡未満の、認定こども園等設計業務とします。民間工事を含みます。 ・構造・規模は、構造種別ー地下階数/地上階数、延べ床面積を記載してください。 <p>②管理技術者の当該業務への当該業務への専念度合いを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件技術提案書提出時において、契約中の担当全業務(民間工事も含みます)を全て記載してください。5件以上有る場合は5件記載してください。 <p>③必要な免許の写しを添付してください。</p>	<p>参加表明時</p>
<p>意匠主任技術者の業務実績等 (第6号様式)</p>	<p>①配置予定の意匠主任技術者(1名)について、経歴等を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計者として従事した延べ床面積1,000㎡以上の認定こども園等設計業務における実績を記載してください。 ・平成18年以降に竣工した建築物を対象とします。 ・記載した認定こども園等設計業務の建築物の構造、延べ床面積及び本人が行ったことがわかる書類(PUBDISの業務カルテ、建築確認申請書、契約書の写し等)を添付してください。 ・記載できる実績は最大3件までとし、延べ床面積を必ず記入してください。 ・3件に満たない場合は、記載後空欄としてください。 ・認定こども園等の設計実績がない場合は、類似業務を1件記載できるものとします。類似業務の対象は、延べ床面積750㎡以上1,000㎡未満の、認定こども園等設計業務 	<p>参加表明時</p>

	<p>とします。民間工事も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造・規模は、構造種別—地下階数/地上階数、延べ床面積を記載してください。 <p>②意匠主任技術者の当該業務への専念度合いを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件技術提案書提出時において、契約中の担当全業務（民間工事も含まれます）を全て記載してください。5件以上有る場合は5件記載してください。 <p>③必要な免許の写しを添付してください。</p>	
構造主任技術者の業務実績等 (第7号様式)	<p>①配置予定の構造主任技術者（1名）について、経歴等を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造設計者として従事した延べ床面積1,000㎡以上の設計業務における実績を記載してください。 ・平成18年以降に竣工した建築物を対象とします。 ・記載した設計業務の建築物の構造、延べ床面積及び本人が行ったことがわかる書類（PUBDISの業務カルテ、建築確認申請書、契約書の写し等）を添付してください。 ・記載できる実績は最大3件までとし、延べ床面積を必ず記入してください。官民は問いません。 ・構造・規模は、構造種別—地下階数/地上階数、延べ床面積を記載してください。 <p>②構造主任技術者の当該業務への専念度合いについて評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件技術提案書提出時において、契約中の担当全業務（民間工事も含まれます）を記載してください。（5件以上有る場合は5件記載してください） <p>③必要な免許の写しを添付してください。</p>	参加表明時
設備主任技術者の業務実績等 (第8号様式)	<p>①配置予定の設備主任技術者（1名）について、経歴等を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備設計者として従事した延べ床面積1,000㎡以上の設計業務における実績を記載してください。 ・平成18年以降に竣工した建築物を対象とします。 ・記載した設計業務の建築物の構造、延べ床面積及び本人が行ったことがわかる書類（PUBDISの業務カルテ、建築確認申請書、契約書の写し等）を添付してください。 ・記載できる実績は3件までとし、延べ床面積を必ず記入してください。官民は問いません。 ・構造・規模は、構造種別—地下階数/地上階数、延べ床面積を記載してください。 <p>②設備主任技術者の当該業務への専念度合いについて評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件技術提案書提出時において、契約中の担当全業務（民間工事も含まれます）を全て記載してください。（5件以上有る場合は5件記載してください） <p>③必要な免許の写しを添付してください。</p>	参加表明時
道路設計担当技術者の業務実績等 (第9号様式)	<p>①配置予定の道路設計担当技術者（1名）について記載してください。</p> <p>②必要な免許の写しを添付してください。</p>	参加表明時

※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者の業務の実績については、現在所属している建築士事務所以外での実績も評価の対象とします。

※認定こども園等設計業務とは、認定こども園、認可保育所又は幼稚園の新築、増築又は改築に関する設計業務とします。

※各技術者の業務専念度は他のプロポーザル特定見込み契約のものも含めるものとし、工事監理業務は含めないものとします。

○技術提案書(第1次審査書類)

技術提案書(第1次審査書類) (第10号様式) 原本1部	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に関する技術提案書を添付し、社印を押印してください。 ・連絡先担当者を記載してください。 	参加表明時
------------------------------------	--	-------

<p>業務内容に関する技術提案書 (様式は自由) 原本1部 副本14部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園等設計にあたって重視する事項及び業務実施方針について分かりやすく記載してください。 ①認定こども園等設計にあたり設計上重視する事項と、過去の認定こども園等設計において工夫した点を記述してください。 ②業務の実施方針について、組織としての設計業務への取り組み体制及び提示した概算予算内に収めるためのコストマネジメント手法を記載してください。 ・わかりやすい内容で記述してください。 ・A3版ヨコ1ページ以内に記載してください。2ページ以上となる場合は、この項目の評価を行いません。 ・文章を補完するために概念図、引用可能な図面・写真等を用いることは支障ありませんが、本提案のためにCGや詳細図面等を作成することは求めません。 <p>※副本14部は、社名等を抜いて提出してください。</p>	<p>参加表明時</p>
---	---	--------------

○技術提案書(第2次審査書類)

<p>技術提案書(第2次審査書類) (第12号様式) 原本1部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に関する技術提案書を添付し、社印を押印してください。 ・出席する技術者を記載してください。 ・連絡先担当者を記載してください。 	<p>第2次審査</p>
<p>業務内容に関する技術提案書 (様式は自由) 原本1部 副本14部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務において、技術提案を求めるテーマは以下の項目とします。各テーマとも「志摩幼保園高台移転事業基本構想・基本計画、設計概要」の内容を反映してください。 <p>特定テーマ(1) ■ 事業目的に配慮した全体設計</p> <p>○事業目的に配慮した全体設計の考え方について下記事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時と災害時の利用状況に配慮し、幼稚園利用者と地域住民が利用しやすい配置と動線の考え方 ・地域の避難所として必要な設備整備の考え方 ・災害に強く、発災後保育環境を早期に復旧できる建物の考え方について <p>特定テーマ(2) ■ 基本コンセプトに配慮した園舎・園庭設計</p> <p>○基本コンセプト「ゆたかな環境で のびのびと遊び学べる 安全で安心な かがやく志摩っこ」に対する考え方について下記事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策、防犯対策等子どもたちが安全に生活するために設計上重視する点について ・1日を通して子どもたちが円滑・快適に活動できる施設配置の考え方について ・子どもたちの成長に合わせた遊具・スペース等の配置の考え方について <p>特定テーマ(3) ■ 志摩市公共施設としての取り組み</p> <p>○志摩市公共施設を設計するにあたり、考慮すべき点について下記事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコスト及びランニングコストに配慮し、環境負荷の少ない幼保園設計について ・様々な社会情勢の変化を捉え、柔軟に対応できる平面・設備・構造計画について ・利用者や近隣住民の意見を設計へ反映する取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・文書を補完するために概念図、引用可能な図面・写真等を用いることは支障ありませんが、本提案のためにCGや詳細図面等を作成することは求めません。 ・特定テーマ(1)～(3)のページ数の合計がA3版ヨコ3頁以内であれば、各特定テーマの配分は任意としますが特定テーマ別に小見出し等をつけ、特定できるようにしてください。なお、ページ数の合計が4ページ以上となる場合は、特定テーマ(1) 	<p>第2次審査</p>

	～（３）の評価は行いません。 ・ 副本 14 部は、社名等を抜いて提出してください。	
--	---	--

- (4) 作成に用いる言語等
書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとしてください。
- (5) 技術提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

7. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 参加表明書

本業務に係る一般公募による技術提案書提出に参加しようとする意思がある者は、「参加表明書」（第 1 号様式）及び技術提案書（第 1 次審査書類）を提出してください。（製本せずにクリップ留めとする。）

- ① 提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着。）してください。
なお、郵送とする場合は、必ず志摩市健康福祉部こども家庭課まで電話にて着信の確認を行ってください。
- ② 提出場所：志摩市健康福祉部 こども家庭課
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL：0599-44-0282 FAX：0599-44-5260
メールアドレス：kodomokatei@city.shima.lg.jp
- ③ 提出期限：令和 3 年 12 月 22 日（水） 17 時（必着のこと）
* 提出の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除き、9 時から 17 時（正午から午後 1 時までの間は除く）までとします。
- ④ 第 1 次審査（書類審査）結果の通知
第 1 次審査（書類審査）の結果は、令和 4 年 1 月 19 日（水）付けの書面（第 13 号様式、第 14 号様式）により参加表明者全員に対し通知（郵送）します。また、第 1 次審査の結果については、同日、ファクシミリ（「参加申込書」に記載されたファクシミリ番号）でも通知します。選定されなかったものについては点数及び順位の開示を請求することができます。

(2) 技術提案書（第 2 次審査用）

- ① 提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着。）してください。
なお、郵送とする場合は、必ず志摩市健康福祉部こども家庭課まで電話にて着信の確認を行ってください。
- ② 提出場所：志摩市健康福祉部こども家庭課
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL：0599-44-0282 FAX：0599-44-5260
メールアドレス：kodomokatei@city.shima.lg.jp
- ③ 提出期限：令和 4 年 2 月 25 日（金） 17 時（必着のこと）
* 提出の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除き、9 時から 17 時（正午から午後 1 時までの間は除く）までとします。

④ 第2次審査結果の通知

第2次審査の結果は、令和4年3月11日（金）付けの書面（第15号様式～第17号様式）により参加者全員に対し通知（郵送）します。また、第2次審査の結果については、同日、ファクシミリ（「参加申込書」に記載されたファクシミリ番号）でも通知します。

8. 公告の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

① 提出方法：参加表明書等に関して質問がある場合は、第11号様式を作成し郵送、ファクシミリ又は電子メールにて受け付けますが、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず電話による着信の確認をしてください。

② 質問の受付担当部署：志摩市健康福祉部こども家庭課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22

TEL：0599-44-0282 FAX：0599-44-5260

メールアドレス：kodomokatei@city.shima.lg.jp

③ 質問の受付期間

参加表明及び第1次審査に関する質問

：令和3年11月17日（水）9時から令和3年12月15日（水）17時

第2次審査に関する質問

：令和4年1月19日（水）9時から令和4年2月17日（木）17時

(2) 質問に対する回答

参加資格に関する回答：随時回答します。

技術提案に関する回答：質問書の提出があった日の3日後から（質問の提出期限日に提出があった場合は2日後から）

志摩市ホームページ上 (<http://www.city.shima.mie.jp/>) に掲示します。

9. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 第1次審査選定者を対象として、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 実施日時：令和4年3月2日（水）

ヒアリング場所及び日時等は第1次審査選定者に対し後日通知します。

② 出席者：管理技術者及び意匠主任技術者は必須とし、ほか配置技術者から1名の計3名以内とします。

(2) ヒアリングでは以下の事項等について確認を行います。

① 管理技術者・意匠主任技術者等の出席者の氏名

② 専門技術力の確認

③ 業務への取組姿勢

④ 質問に対する応答性

(3) 説明資料は、提出された第2次審査の技術提案書とします。ただし、プレゼンテーションは、提出された技術提案書のPDFデータをプロジェクターで投影するので、これにより行ってください。

レーザーポインターや指示棒を使用する場合は、提案者で準備してください。

また、追加資料の配布等は認めません。

(4) 管理技術者、意匠主任技術者がヒアリングに出席しない場合はヒアリングの評価は行いません。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行います。

- (6) ヒアリングの方法は対面での実施を計画しておりますが、社会情勢によりオンラインで実施する可能性もあります。

1 0. 非選定（非特定）理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が選定（特定）されなかった者に対しては、選定（特定）されなかった旨と、その理由（非選定（非特定）理由）を書面（非選定（非特定）通知書（第14号様式、第17号様式）により、通知します。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面（様式は自由）により、非選定（非特定）理由について説明を求めることができます。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面（様式は自由）により行います。
- (4) 非選定（非特定）理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
- ① 受付場所：志摩市健康福祉部こども家庭課
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL：0599-44-0282 FAX：0599-44-5260
メールアドレス：kodomokatei@city.shima.lg.jp
- ② 受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除き、9時から17時（正午から午後1時までの間は除く）までとします。
- (5) 上記（2）を除き、非選定（非特定）の決定に対する質疑は一切受けません。

1 1. 契約手続き等

- (1) 契約交渉相手方等の決定
審査の結果により、最優秀者となった者を本業務の契約交渉相手方として、委託契約交渉を行います。
なお、契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、次点者を契約交渉相手方とし、委託契約交渉を行います。
- (2) 契約内容の交渉
契約内容については、提案された技術内容等をふまえ契約交渉相手方と交渉し決定しますが、場合によっては新たに仕様書を作成するとともに、見積書の提出を求め、契約手続きを行います。

1 2. その他

- (1) 参加の辞退について
プレゼンテーション・ヒアリング（第2次審査）に選定されたものが、この提出を辞退する場合は、書面（様式は自由）により事務局まで持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。
- (2) 参加表明書の提出者のうち、技術提案書を提出する意思のある者が一定の基準に満たない場合は、手続きを中止することがあります。

- (3) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提案者の負担とします。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。
- (5) 過去の実績については、国内における業務の実績をもって判断するものとします。
- (6) 提出された技術提案書等の書類は非公表とします。なお、契約の相手方と特定された技術提案書については契約締結後、志摩市ホームページ等により公表を行います。なお、非特定であった技術提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (7) 提出された技術提案書は返却しません。また、提出された技術提案書は、技術提案者の特定以外に無断で使用しません。
- (8) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更を認めません。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることを発注者に了解を得なければなりません。
- (9) 参加申込書の提出要請の日から契約の相手方に特定されるまでの間に、志摩市から資格停止等を受けた場合は、本業務への参加資格が無くなるものとします。また、契約の相手方として特定された者が、契約を締結するまでに、志摩市から資格停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。
- (10) 本業務を受注したコンサルタント（再委託先を含む）及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建築業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は本工事を請負うことができないものとします。
- (11) 特定された技術提案書のうち、必要な事項については、本業務の特記仕様書に明記するものとします。ただし本設計に提案内容すべてを反映するものではありません。